

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の変更について

平成 2 6 年 7 月
内閣官房地域活性化統合事務局

1. 変更理由

「日本再興戦略」（平成 2 5 年 6 月 1 4 日閣議決定）において、コンパクトシティの実現に向け、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図る方針が示されたことを踏まえ、「中心市街地の活性化に関する法律」の改正、中心市街地の活性化に向けた制度・運用の見直しにより、所要の変更を行うもの。

2. 変更内容

- ①「中心市街地の活性化に関する法律」の改正により、経済効果が高い民間プロジェクトに絞り込み、地元住民や市町村の強いコミットメントを条件とする「特定民間中心市街地経済活力向上事業」を経済産業大臣が認定する新たな制度が創設され、重点支援が図られるとともに、ソフト事業（民間中心市街地商業活性化事業）の経済産業大臣認定、規制の特例、市町村に対する規制解釈等の回答制度が創設され、裾野拡大が図られたことに伴い、基本方針において項目を新設することで、所要の変更を行う。
- ②中心市街地の活性化に向けた制度・運用の見直しにより、中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣認定の要件緩和、中心市街地の柔軟な区域設定、PDCAサイクルの確立、中心市街地活性化協議会の機能強化、都道府県における広域的な調整等が変更されたことに伴い、基本方針において記載の削除・修正を行うことで、所要の変更を行う。